

## 事業評価書（事前）

事務事業名	地域求職活動援助事業（制約要件を抱える求職者関係）
事務事業の概要	(1)目的 改正地域雇用促進法において、求人、求職とも一定程度豊富にあるが情報が十分に行き渡らない地域である求職活動援助地域では、十分な就職活動の時間が確保されれば、就職が促進されることが見込まれるが、求職活動の障害の理由の一つに、育児と求職活動の両立を要する者の場合には、十分な就職活動が行えないという問題が考えられることから、面接時等の求職活動時の託児場所を確保し、これらの求職者の再就職を促進する。
	(2)内容 次に掲げる事業を地域就職援助団体等に委託する。 託児所の確保 事業主団体が自ら又は傘下の企業等を通じ、駅付近等利便のよい場所にある保育施設を求職者が利用できるよう、月2回程度利用枠を確保する。 面接会時における託児コーナーの確保 大規模な面接会等が地域内で開催される際に、会場付近に乳幼児や児童を預かるコーナーを設ける。 ！予算額（案）！ <span style="float: right;">9.9百万円</span>
	(3)達成目標 育児といった制約要件を抱える求職者の再就職を通じた社会復帰の促進
評価	(1)必要性 〔国民や社会のニーズに照らした妥当性〕 育児等で制約のある求職者等から、託児問題についての要望は多く、社会のニーズに対応するものである。  〔公益性〕 求職活動援助地域により、同法に基づく各地域における地域雇用開発の促進に必要な施策の推進に係る国の措置が規定されており、本事業は同法による求職活動援助地域において規定された事業として公益性を有する。 また、育児といった制約要件を抱えつつも求職活動を行う者の再就職が促進され、失業者の減少に寄与する。  〔官民の役割分担〕 求職活動援助地域においては、地域雇用開発促進法により、地域雇用開発の促進に必要な施策の推進に係る国の措置が規定されており、当該地域内における同法に規定された事業として、国が実施するものである。  〔国と地方の役割分担〕 地方分権推進計画等を踏まえ、国と地方の役割分担を明確化するため、今般、地域雇用開発促進法を改正し、従来の政令等による地域指定方式から、都道府県策定による計画を厚生労働大臣が同意を得ることにより地域として位置づけられる方式としたところである。  〔民営化や外部委託の可否〕 本事業の実施に当たっては事業主団体等に委託することとしている。  〔緊要性の有無〕 雇用失業情勢の厳しい中、配偶者等の雇用不安等により育児等の制約要件を抱えつつも求職活動を行わざるを得ない者も多くなっており、これらの者の円滑な再就職の支援に早急に取り組む必要がある。
	(2)有効性 〔今後見込まれる効果〕 育児による制約のある求職者の面接の機会が増えることにより、再就職の機会の増加により、これらの者の再就職が促進される。

	<p>〔効果の発現が見込まれる時期〕          本事業においては地域求職活動援助事業全体における本事業の利用状況や全体的な認知の向上が重要であり、14年度以後効果が見込まれる。</p>
(3)効 率 性	<p>〔手段の適正性〕          地域雇用開発促進法に基づき、都道府県が計画を策定し、厚生労働大臣が同意した場合に、雇用保険三事業に合致するものについて委託事業を実施することとしている。          また、本事業をより効率的に行うには、面接実施企業側の協力が重要であり、当該地域内の事業主団体等に委託して事業(「事務事業の概要」の「(2)内容」に記載した事業)を実施することが効率的かつ適正である。</p>
(4)そ の 他 (公平性・優先性 など)	<p>地域雇用開発促進法に基づく措置として優先的に実施することが必要である。</p>
関連事務事業	なし
特 記 事 項	なし
主 管 課 及 び 関 係 課	(主管課)職業安定局業務指導課